

# 事業再評価調書 (注)

(指定様式)

<b>事業名</b>	・北港南海浜整備事業		
<b>担当</b>	・港湾局 計画整備部 緑地管理担当 (連絡先TEL: 6615-7799)		
<b>1 再評価理由</b>	・国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間の経過後の年度で継続中のもの(国庫補助事業であったが22年度より交付金化)		
<b>2 事業概要</b>	<b>①所在地</b>	・此花区夢洲東地先内	
	<b>②事業目的</b>	<p>・昭和48年の港湾法の一部改正を契機に、市民に親しまれる港づくりを目指し、港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で国の補助事業を活用して臨海地域の緑地造成を実施している。</p> <p>・本事業は、大阪湾の最奥部にある北港南地区に位置する北港南海浜について、砂浜や人工磯、干潟などを機能的に組み合わせることにより、生物が生育しやすいというおおいのある風景を創出し、自然環境と調和した豊かな海浜を整備するものである。また、豊かな生態系を育む海浜を整備することにより、海の水質浄化能力の回復に寄与するなど、水質をはじめとした良好な港湾環境の形成を図り、大阪港を次世代に引き継ぐ、豊かで美しい港とするとともに、多くの市民にとっての憩いの場及び環境学習の場を提供する。</p>	
	<b>③事業内容</b>	<p>総面積: 300,000㎡ 整備内容: 砂浜、人工磯、干潟</p>	
<b>3 事業の必要性の視点</b>	<b>①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化</b>	<p>・港湾法の法目的に「環境の保全に配慮しつつ、港湾の整備を図る」と規定され、法目的に変わりはない。</p> <p>・本市の近年の財政状況が厳しいなか、平成18年度からの局長マニフェストによる事業の選択と集中において、他事業に優先して財源を投入し、平成23、24年度の港湾局運営方針では重点的に取り組む主要な経営課題を優先して実施しており、さらに、同じ緑地事業の中でも選択と集中を検討し、防災緑地を優先して整備を実施している。</p>	
	<b>②定量的効果の具体的な内容</b>	<p>[効果項目] ・生態系及び自然環境の保全、向上 ・港湾来訪者の交流機会の増加</p> <p>[受益者] ・市民 ・緑地利用者</p>	
	<b>③費用便益分析</b>	<p>[算出方法] 「港湾投資の評価に関する解説書」に基づき算出 ※平成19年度数値を根拠に再計算</p> <p>[分析結果] 費用便益比 B/C=2.61 (総便益B: 176億円、総費用C: 67.3億円)</p>	
	<b>④定性的効果の具体的な内容</b>	<p>[効果項目] ・都市部への自然再生による大阪港のイメージアップ ・環境学習の場となり自然環境への関心が高まる</p> <p>[受益者] ・市民 ・緑地利用者</p>	
	<b>⑤事業の必要性の評価</b>	<p>・本事業は、大阪湾の最奥部にある北港南地区に位置する北港南海浜について、砂浜や人工磯、干潟などを機能的に組み合わせることにより、生物が生育しやすいというおおいのある風景を創出し、自然環境と調和した豊かな海浜を整備するものである。また、豊かな生態系を育む海浜を整備することにより、海の水質浄化能力の回復に寄与するなど、水質をはじめとした良好な港湾環境の形成を図り、大阪港を次世代に引き継ぐ、豊かで美しい港とするとともに、多くの市民にとっての憩いの場及び環境学習の場を提供するため、必要な事業である。</p> <p>・また、平成9年度には旧運輸省から公共工事に伴って発生する建設副産物や浚渫土砂・陸上残土を有効に利用した海浜・磯場の創造等、生物形態系にやさしい港づくりを進めていく取り組みとして環境と共生する港湾(エコポート)の実現に向けたエコポートモデル港として指定を受けているため、必要な事業である。</p>	評価 A~C

	事業開始時点 (平成10年度)	再評価時点 (平成19年度)	再々評価時点 (平成24年度)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工 年度 平成21年度 完了予定年度	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工 年度 平成35年度 完了予定年度	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工 年度 平成35年度 再開予定年度
	②事業規模	海浜整備：300,000㎡	海浜整備：300,000㎡	海浜整備：300,000㎡
	うち完了分	—	海浜整備：0㎡	海浜整備：0㎡
	進捗率	—	0%	0%
	③総事業費	約99億円	約99億円	約99億円
	うち既投資額	約11億円	約11億円	約11億円
	進捗率	約11%	約11%	約11%
	④事業内容の変更状況とその要因	・なし		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>・平成18年度の局長改革マニフェストにおいて、事業の選択と集中が必要とされ、北港南海浜整備事業については当面の間休止とした。</p> <p>・さらに夢洲地区における浚渫土砂や陸上残土の受入れ期間が延伸する見込みとなったことや夢洲の土地利用の進捗状況と併せた整備が必要であること、また、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題とされていないため、平成34年度まで休止とする。</p>		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	<p>[コスト縮減の可能性]</p> <p>・「大阪市公共事業コスト縮減に関する新行動計画（平成13年12月策定）」及び「大阪市公共工事コスト縮減にかかる実施方針（平成16年3月策定）」に基づき、以下のような工事コストの低減に取り組むことにより、更なる事業費の節減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源や資源循環に資する資材等の活用</li> <li>・工事の時間的コストの低減</li> </ul> <p>[代替案立案の可能性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>		
⑦事業の実現見通しの評価	<p>・夢洲地区では、良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的として、廃棄物、建設工事に伴う掘削残土、浚渫土砂の受入れを行っており、受入れが終了した区域から開発用地として順次土地利用を図るとされており、第2期開発用地の土地利用が進むことにより、当該事業までの交通機能が確保される見込みであることから、第2期開発用地の開発開始予定年度と併せた平成35年度の事業再開を目指す。</p>		評価D	
5 事業の優先度の視点の評価	<p>重点化の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点化の位置付けはない。</li> </ul> <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <p>・自然環境と調和した豊かな海浜を整備することによる海の水質浄化能力の回復に寄与することができないことや、水質をはじめとした良好な港湾環境の整備ができないことによる環境学習の場等を市民へ提供することができない。しかし、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題ではなくなっていると考えている。</p>		評価D	
6 特記事項	・なし			
7 対応方針 (原案)	<p>「事業休止（評価D）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北港南海浜は、大阪湾の生態系及び自然環境の保全、向上や交流機会の増加に寄与するための事業の必要性は変わっていない。</li> <li>・しかし、夢洲地区周辺の進捗状況等と併せた整備が必要であること、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題とされていないため、「事業休止（D）」とする。</li> </ul>		評価D	